

令和2年7月10日

新型コロナウイルス感染症への対応に係る追加的留意点

令和2年7月10日以降における新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年6月17日付「新型コロナウイルス感染症への今後の対応について」によるほか、特に以下の点について留意すること。

1 外出の自粛等

令和2年6月17日付け「新型コロナウイルス感染症への今後の対応について」によるほか、特に以下の点に留意すること

- ① 発熱等の症状がある者は、都道府県をまたぐ移動の自粛はもとより外出を控えること
- ② 外出をする際には、マスクの着用や手指の消毒など「新しい生活様式」に基づく行動の実践を図ること。また、感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控えること
- ③ 観光地において、人と人との間隔を確保すること

2 催物（イベント等）の開催制限

令和2年6月17日付け「新型コロナウイルス感染症への今後の対応について」によるほか、特に以下の点に留意すること

（1）催物（イベント等）開催の目安

令和2年6月17日付け「新型コロナウイルス感染症への今後の対応について」で示されているとおり、7月10日から31日までの間の催物については、業種毎に策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、以下を開催の目安とすること。

屋内：5,000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数
屋外：5,000人以下、かつ人と人との距離を十分確保（できるだけ2m）

※収容率については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の半分程度以内という基準を用いることとする。また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保という基準を用いることとする。

※なお、感染拡大の兆候や催物におけるクラスターの発生があった場合、催物の無観客化、中止又は延期等を含めて、主催者に対して必要な協力の要請等を行うことがある。

(2) 催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項

① 基本的な感染防止策の注意喚起

催物への参加や催物の開催にあたって、その参加者並びに主催者及び施設の管理者は、基本的な感染防止策として、次の点に注意すること

ア 参加者の注意点

- ・発熱等の症状がある者は催物に参加しないこと。
- ・催物に参加する前に接触確認アプリをインストールすること。また、感染拡大防止のために催物の主催者から連絡先登録等の求めがある場合には積極的に応じること。
- ・催物に参加する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底すること。
- ・催物に参加する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を避けるほか、そこにおける交流等を控えること。
- ・催物に参加する前後には、移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、打ち上げ等における感染リスクのある行動の回避）をとること。

イ 主催者及び開催する施設の管理者の注意点

- ・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者は催物の参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ・催物を開催する前に、催物の参加者に接触確認アプリをインストールすることを促すこと。また、感染拡大防止のために催物の参加者の連絡先等の把握を徹底すること。
- ・催物を開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促すこと。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促すこと。
- ・催物を開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底するほか、そこにおける交流等を極力控えることを呼びかけること

- ・催物を開催する前後には、観客やスタッフ（選手、出演者を含む）の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば、業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避を促すこと。
- ・その他、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底すること。

② 福岡県との事前相談

全国的な人の移動を伴う催物又は参加者が1,000人を超えるような催物の開催を予定する場合には、その催物の開催要件等について施設管理者又はそれぞれの催物の主催者は福岡県に事前に相談すること。

③ 施設の使用制限等

施設の利用や管理にあたって、その利用者及び管理者は、次の点に注意すること

※なお、業種別に策定される感染拡大予防ガイドラインに基づく対応が実践されていない施設については、施設の使用制限等の協力要請を含め必要な協力要請を行うことがある。また、移行期間中においてクラスターが発生した際は、当該業種について特措法第24条第9項の規定に基づく施設の使用制限等の協力要請を行うことがあるほか、感染者が多数にのぼった場合等には、当該クラスターの発生が他の都道府県において生じたときでも同項の規定に基づく施設の使用制限等の協力要請を行うことがある。

ア 施設利用者の注意点

- ・発熱等の症状がある者は施設の利用を含め、外出を控えること。
- ・施設を利用する際には、施設の利用前に接触確認アプリをインストールすること。また、感染拡大防止のために施設管理者から連絡先登録等の求めがある場合には積極的に応じること。
- ・不特定多数の者がいる施設を利用する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底すること。
- ・不特定多数の者がいる施設を利用する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を避けること。

イ 施設管理者の注意点

- ・ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者は施設の利用を控えてもらうようにすること。
- ・ 施設の利用前に、施設利用者に接触確認アプリをインストールすることを促すこと。また、必要に応じて、施設利用者の連絡先等の把握をすること。
- ・ 施設を利用する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促すこと。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促すこと。
- ・ 施設を利用する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底すること。
- ・ その他、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底すること。